

立川反戦ビラ入れ事件の最高裁有罪判決に抗議する声明

2008年4月11日、最高裁第2小法廷は、立川反戦ビラ入れ裁判について、被告人らを有罪とした高裁判決を維持し上告を棄却した。

立川反戦ビラ入れ裁判は、自衛隊のイラク派兵に反対するビラを投函した市民団体「立川自衛隊監視テント村」のメンバー3人が、住居侵入罪により逮捕・勾留された上、起訴されたものである。

本事件は、平穏な態様によるビラ投函という、表現の自由により憲法上手厚い保護を受けるべき行為について、捜査機関が公安部主体となって狙いうちにし、75日間という長期の身柄拘束を加えたのち、起訴するという弾圧を行ったものである。弁護団は、政治的意見の表明に対する重大な規制であり憲法の保障する表現の自由を侵害するものであること、ビラの配布、投函は日常的に行われている行為であり違法性がないこと、刑事事件化したこと自体が政治的意図に基づくものであることを主張し、一審判決は可罰的違法性がないことを理由として無罪判決を下した。しかし東京高裁は、表現の自由を一顧だにせず、管理者である自衛隊の意思に依拠して、逆転有罪の判決を下した。

最高裁に求められていたのは、高裁判決の誤りを正し、表現の自由に立脚した判決を下すことであった。しかしながら、最高裁は、本日、口頭弁論を開かずに不当な上告を棄却し、有罪判決を維持し、その責務を放棄したのである。

近時、ビラの配布、投函などに対する不当な弾圧が相次いでいる。ビラの配布、投函を刑事罰で処罰することは、政治的意見の表明を封殺し、民主主義の根幹を破壊するものである。本日の最高裁判決は、このように動きに加担し、助長するものである。

私たち自由法曹団は、最高裁が、立川反戦ビラ入れ裁判で、有罪判決を下したことに對して、強く抗議する。

2008年4月11日

自由法曹団
団長 松井 繁明